落合昭治さん (大東町飯田)

雄

正 (古城)、

山根貞男 (給下)、

高橋勇 陶山

星野栄一・藤原 山根爲義 (給下)、

陽 (給下)、 廣田

中

(伊萱)、

★地球温暖化とは?

民の行政に対する苦情解決に尽力され た功績により 多年にわたり行政相談委員として市

◎総務省中国四国

(代表茢田幸栄さん) 管区行政評点

大東町子ども読書会

を行う意欲を高める活動を実施され とともに、子どもが積極的に読書活動 書活動についての関心と理解を深める

の読書活動を実施し、広く子どもの読 多年にわたり集団読書や読み語り等 ◎文部科学大臣表彰

平成18年度子どもの

代選挙当選人の紹介

0 9 0

(届出

諅活動優秀実践団体表彰受賞

恵と祝意を表します。

叙位・褒章の栄誉に対し、

心から敬

吉原邦行さん(吉田町吉田)

商工業関係功労により

成18年2月28日死去)

山恒康さん(大東町大東・平

総代選挙当選人は次の方です。 5月21日執行の三刀屋町土地改良区 雲南市選挙管理委員会

廣澤寿志 (古城)、 第1選挙区(三刀屋地区) 都間仁勇・千原孝美・市場 白築 卓

第2選挙区(一宮地区)12人 (三刀屋)

山﨑喜 保

おめでとうございます

従六位

教育功労により

◎叙位・褒章受章















度雲南市及び市関係施設への寄付者一 西幼稚園・小学校教育後援会 ありがとうございます 先月号にて掲載しました「平成17年 への追加報告があります。 総務部総務課 **☎**0854-40 (平成17年8月) 0 2 1

南市三刀屋町土地改良区 「みんなが主役 省エネでつくる環境のまち」

> 省エネの実践にご協力ください 市民部環境対策課 ☎0854-40-1033

地球は、太陽光のエネル ギーを受けて温められてい る一方で、この温められた 熱エネルギーを宇宙空間に 放出しています。この双方 の反復運動がバランスよく

行われることにより、わたしたちが住みやすい平均した温度を保っ

ところが私たちが石油などを大量に使うと、二酸化炭素(CO₂) などの温室効果ガスの濃度が上がります。そのため、地球が温め られた熱を放出しにくくなり、地表の温度が必要以上に上がって しまいます。これが地球温暖化です。

★お得な省エネ情報

温暖化を防止するためには省エネが最も大切です。

【待機電力のカット】

使っていない電化製品のコンセントを抜くだけでも家庭の消費 電力約10%分が省エネになります。

このように省エネを実践することは、地球にやさしいだけでな く家計にもお得です。ぜひこの機会に始めてみましょう。

(多久和)、 (粟谷) 第3選挙区(飯石地区)8人 正・小畑定義 和)、松林弘幸 (上熊谷)、 小林之信 (上熊谷)、藤原 (古城)、 (給下)、 小谷卓次 (粟谷)、 坂田好民 (伊萱) 高橋良治 (高窪)、 (多久和)、 後藤 原富重 (多久

宮)、大石豊寿 (根波別所)、奥井 石飛力義・森原 第4選挙区(鍋山地区) 繁・安部正人 若槻繁雄 加武義夫 (乙加 繁

佐藤定夫 (須所)、

飯塚青吉 第5選挙区(中野地区) 所)、名原充郎・名原 口葦治 (殿河内)、 俊雄 (里坊)、日野 小川幸吉 (根波別所)、 高花芳夫 (乙加宮)、 滕原一志・角折敏幸・朝山 小林大助・藤原一郎 (乙加宮)、 奥井三徳(根波別 宮崎宗敬 誠 (乙加宮)、 渡野勝利 (殿河 正 (坂本) 昇 (中野) 勇・藤原

税制の見直しによる負担区分の経過措置について

(平成18年8月から2年間)

■公的年金等控除の見直し・老年者控除の廃止に伴う経過措置

公的年金等控除の見直しおよび老年者控除の廃止により、新たに一定以上所得者になった 人については、課税所得145万円以上213万円未満の方、または年収が高齢者複数世帯で 520万円以上621万円未満、高齢者単身世帯で383万円以上484万円未満でその旨申請され た方は、医療費が高額になったときの自己負担限度額について、「一定以上所得者」ではなく 「一般」の限度額を適用します。

■住民税非課税措置の廃止に伴う経過措置

老年者に係る住民税非課税措置の廃止により、低所得世帯の世帯員のうち一部が課税者に なったが、非課税のままの人がいる場合は、申請するとその非課税の人については医療費が高 額になったときの自己負担限度額および食事の標準負担額は「低所得Ⅱ」の限度額を適用し ます。

出産育児一時金

被保険者が出産したときに受けられる出産育児一時金の支給額が、現行の30万円から 35万円に引き上げられます。

平成18年9月30日まで 1児につき 300,000円





1児につき 350,000円 平成18年10月1日から

人工透析を要する上位所得者の自己負担限度額が変わります

高額の治療を長期間継続して行う必要がある疾病の場合、1か月の自己負担額は1万円 までとされていましたが、慢性腎不全で人工透析を要する上位所得者(月収53万円以上) については、自己負担限度額が1万円から2万円に引き上げられます。

平成18年9月30日まで

10,000円



平成18年10月1日から

20,000F



【問】市民部市民生活課 ☎0854-40-1031

